

F No. 4 ・ 7 ・ 5 （丁）

令和 7 年 3 月 2 4 日

介護サービス事業者 各位

秦野市長 高 橋 昌 和
(公印・契印省略)

「秦野市介護サービス事業等における事故発生時の報告」における
感染症等の発生に係る報告の取扱いについて（通知）

日頃から本市介護保険事業の運営に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

介護サービス事業者等において、サービス提供による事故、感染症及び不祥事等が発生した場合には、秦野市介護サービス事業等における事故発生時の報告取扱要領に基づき、御報告をいただいておりますが、このうち、**食中毒、感染症の発生**に係る本市への報告について、報告の対象を次のとおりとさせていただきますことといたしましたので通知します。

1 報告の対象となるもの

食中毒及び感染症について、サービスの提供に関連して発生した場合又は発生が疑われる場合であって、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 1 0 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業者等が報告を必要と判断した場合

2 適用開始年月日

令和 7 年 4 月 1 日（火）から

事務担当は、福祉部高齢介護課高齢介護計画担当です。
電話番号 0 4 6 3 （ 8 6 ） 6 5 8 3 【直通】